

第2部 障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の障がい者基本計画における基本理念は、以下のように定めます。

自立し、社会参加をし、 安心して暮らせる共生社会の実現

障がいのある人が、社会の一構成員として障がいのない人と分け隔てられることなく、地域の中で自立し、社会参加し、自分らしく生き生きと活動できる社会の構築と支援をすすめます。

障がいのある人はもちろん、高齢者や子育て中の人など、使う人みんなにやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

こうした取り組みを通じて、地域に住む人々が、だれもが安心して暮らせ、お互いを尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざします。

2 基本目標

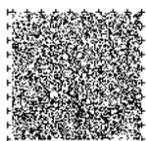
基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を定め、計画的な施策の推進を図ります。

1 地域における支え合い活動の推進

- 福祉教育や生涯学習などの機会を通じて、市民が障がい者や障がいについて理解を深めることができるよう、広報・啓発活動を推進します。
- 障害者差別解消法および障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮*の提供、障がい者の虐待防止に努めます。
- 意思を伝える能力が十分でない人の権利擁護*をすすめます。
- だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促し、支えあいの社会づくりをすすめます。

2 地域生活の支援

- 障がいのある人とその家族が身近なところで相談やサービスが受けられるよう、基幹



相談支援センター*を中心とした相談支援体制の確立に努めます。

- 必要なときに必要なサービスが提供できるよう、計画的に障がい福祉サービス等の提供体制を整備します。
- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援体制の基盤として、地域生活支援拠点等*の整備を図ります。

3 社会参加・活動への支援

- 一人ひとりの働く意欲を尊重した就労の支援と就労機会の確保に努めます。
- さまざまな障がいにあわせたコミュニケーション手段を確保し、社会活動への参加を支援します。
- 文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

4 安心できる保健、医療の充実

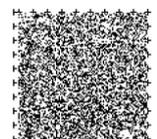
- 障がいのある人が地域で適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、早期発見から自立のためのリハビリテーションに至るまで、一貫した保健・医療体制の整備に努めます。
- 障がいの早期発見・早期訓練のための療育体制の整備に努め、障がいの特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう療育相談機能の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、障がい特性に応じた支援の充実と保健、医療、福祉等の関係機関の連携を図ります。

5 障がいのある子どもとその家庭への支援

- 障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制を整備します。
- 障がいのある子どもたちやその家族、学校に対する相談支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりを進めます。
- 学校や家庭で豊かな生活を送れるよう、福祉、教育等の関係機関が連携し適切な支援を行います。

6 人にやさしいまちづくりの推進

- だれもが快適な生活が送れるよう人にやさしいまちづくりを推進します。
- 障がいの特性に配慮した住環境、都市施設、公共・公益施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障がいのある人の社会活動を支援します。
- 障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。



3 計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策
自立し、社会参加をし、安心して暮らせる共生社会の実現	1 地域における支え合い活動の推進	(1) 広報・啓発活動の推進
		(2) 権利擁護*のための施策の充実
		(3) 支え合いの社会づくり
	2 地域生活の支援	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 障がい福祉サービス等の充実
		(3) 地域生活支援体制の整備
	3 社会参加・活動への支援	(1) 就労の促進
		(2) コミュニケーション支援の充実
		(3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
	4 安心できる保健、医療の充実	(1) 療育体制の整備
		(2) 発達障がい*・高次脳機能障がい*のある人への支援
		(3) 保健・医療体制の充実
		(4) 精神保健施策の充実
	5 障がいのある子どもとその家庭への支援	(1) 障がいのある子どもの保育の充実
		(2) 障がいのある子どもの教育の充実
		(3) 健全育成の推進
		(4) 卒業後の進路対策の充実
	6 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 人にやさしいまちづくりの総合的推進
		(2) 住宅・生活環境の整備
		(3) 道路・交通環境等移動手段の整備
		(4) 防犯・防災対策の充実

